

2012年3月17日

平成12年、「成年後見制度」は介護保険制度と同時にスタートしました。当初の6、7年は社会に浸透していません。この間、障がい者自立支援法や本人確認法等の法律が制定され、制度利用の必要性が出てきました。現在では、家庭裁判所に申立ての長い列ができる状況です。

本日の講演では、前段はこの制度を利用する側の立場から、後段はこの制度を支える成年後見人にスポットを当てて、お話ししたいと思います。

成年後見制度には、すでに判断能力が低下した方を守る法定後見と、将来、自分がそういう状態になることを考えて、しっかりしているうちに、信頼できる方とあらかじめ契約をしておく任意後見があります。成年後見制度の基本は法定後見で、任意後見のケースは様々です。きょうは法定後見に絞ってお話しします。

成年後見制度は、判断能力が低下した方に後見人を付け、後見人が本人の財産管理や諸手続きを行うことで、本人の権利を守ります。対象となるのは認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者、高次脳機能障がい者です。身体障がい者はこの制度の対象になりません。成年後見制度は民法と任意後見法に明記されており、法律に基づく制度です。

後見人を付けるためには、家庭裁判所に申立てを行います。裁判所が審査をし、「本人に成年後見制度を適用する」「その後見人は〇〇とする」という二つの審判を出します。その内容は東京法務局に登録されます。後見人は、東京法務局から登記事項証明書を取り寄せ、市役所や金融機関に届け出ます。それにより預金を下ろしたり、市役所等で手続きがで

きるようになります。

認知症高齢者や精神障がい者等、成年後見制度の対象となる方は約580万人です。さらに一人暮らしの高齢者がどんどん増えて、いまや460万人となっています。この制度の適用者は約20万人と推定されますが、適用すべき方はまだまだ多くおられますし、高齢化により今後増加することは間違いありません。

法定後見には、本人の判断能力の程度により、後見・保佐・補助という区分があります。後見が一番重いレベルですが、後見となると、もう自分では判断ができない。買い物も無理。請求書がきても支払うことができない。早く誰か付けないと、いろいろと問題が出てくる状態です。保佐レベルでも、何かするのにいつも誰かが付いていないと危ない。補助レベルは、日常生活はできるが物忘れが目立つようになった、くらいでしょうか。

成年後見制度を使うのはどのような場合か。お手元の資料に10ほどのケースを挙げておきました。一番多いのは、独居の方が認知症を発症し、財産管理ができなくなるケースです。認知症になると家の中が片づけられない。お金の管理や郵便物に対処できなくなりますから、請求書がきても支払えない。この結果、公共料金や宅食サービス、介護サービス等の利用料が支払われず、いままで受けていたこれらのサービスが次々と止まってしまう、という事態になりかねません。

もう一つの症状としては、不要なお金を下してしまう。きのう10万円下したのに、きょうまた10万円下してしまう。なぜお金を下ろすのか分からないけれど、お金を下ろさないといけないと思う。手提げバッグやテーブルの上にお金があふれています。

未払い金があっても、周囲の人が代わりにお金を下ろすことはでき

ませんから、お金は支払われず、問題を解決できない状態が続きます。そのため本人の権利がどんどん失われていきます。本人の費用を家族が肩代わりしている場合でも、家族も自分の生活や家のローン、子供の学費などで精一杯ですから、「これ以上もう無理です。何とか本人のお金で本人の費用を支払うようにはできないでしょうか」と相談にこられることが多くあります。

散財の問題もあります。同じものを毎日買ったり、だまされて不要なものを買ってしまう。認知症が進むと、人によってお金に対して警戒心が強くなる方と、逆にお金に大らかになり、人に「貸して」と言われると、何の疑いもなく貸してしまう方がいます。100万円、200万円を〇〇に貸したらしいが、証拠がなく返還請求ができないといったことがあります。

訪問販売のうまい話に乗ってしまう。先日相談があったケースでは、2年前に1000万円以上あった貯金が、次々と現れる訪問販売員に契約をさせられ、ほとんどなくなっていました。一人暮らしの、人のよい認知症の女性でした。

療養型の病院や介護施設の大半は、連帯保証人と身元引受人がいないと入れません。病院が、連帯保証人と身元引受人がない患者を、療養型の病院や介護施設に移せないという事態が起きています。これは本人が大金を持っていても同じです。

家族の使い込みも多発しています。病院に入院中、あるいは介護施設に入所している親の年金を、家族が使ってしまうため、病院や施設にお金が支払われない。病院や施設は困ります。病院や施設から私どもに、後見人になって欲しいとの依頼がきます。

これらのケースは二通りあります。一つは、家族が働かず、親の通帳

を持ち使用しているケース。もう一つは、自宅にいる家族も障がい者のケース。親の年金に頼っているため、後見人が通帳を管理すると、自宅にいる方が困ってしまう。このような場合は、役所とも相談しながら一人ひとりについて、それぞれ対策を検討していくことになります。

最近では多重債務も多くなりました。本人は認知症だが借金を抱えている。借りた記録や経緯が分からない。請求書だけが本人宛にくる。多重債務状態ですから、年金なども押さえられ、住まいのアパートも家賃未納で出ていかなければならない。このようなケースでは、専門家に依頼し、まず自己破産手続きをとって負債をきれいにする。それから、どの制度を使えば本人を守れるか検討します。かなり専門的な対応が必要です。

平成 18 年、障がい者自立支援法が施行され、知的障がいや精神障がいの子を持つ多くの親が、彼らの成年後見人になりました。この法律により、入所や通所している施設と本人が契約を交わすことになったからです。契約能力のない子を持つ親は後見人となり、子の代わりに施設と契約をしました。その親も高齢化し、もし自分に何かあったら、この子はどうなるのか。また、自分がお金を残しても、誰がこの子のためにお金の管理をしてくれるのか。心配は切実です。

それから家族による虐待。行政は、経済的な虐待のみならず、精神的な虐待や身体的な虐待が起きている事実を把握すると、「高齢者虐待防止法」に基づいて家族から隔離します。しかし、隔離をした方の生活を誰がどのように守るかが問題です。家族や親族が守ってくれればよいのですが、誰もいない場合、後見人を付けて本人の財産管理を行う必要があります。このようなケースでは、家族の問題にも取り組まなければ、根本的な解決にはなりません。

後見人は、本人の意思をできるだけ尊重しながら、本人の権利を擁護することが基本です。ときどき、私は後見人だから私の判断ですべて決める、というスタンスの方がいます。特に親族が後見人になったときに、そのような対応が見受けられます。あくまでも本人の意思を尊重し、本人の権利を擁護するという観点から、後見人活動を行うことが大切です。

後見人には「同意権」と「取消権」があります。これは、本人が後見人の了承なく行った取引を、後見人が取り消せるというものです。

何十万円、ときには何百万円という高額な商品や工事を、後見人に無断で業者が本人と契約する。その場合、後見人は業者に対し、「本人は裁判所から後見開始の審判を受けており、この契約は無効である。後見人も了承しないので元に戻してください。お金は支払いません」とはっきり言います。大抵の場合、業者は引き下がります。このようにして、判断能力が低下した本人が契約してしまったものを取り消し、不要なお金は支払いません。

支援が困難なのは、独居で支援を求めない方のケースです。実際には相当な事態が起きていても、「私は大丈夫ですから放っておいてください」と言う。「結構です」と家に入れてくれない。地域包括支援センターや民生委員の方も、放っておいてくださいと言われては、なかなか支援の糸口がつかめません。

もう一つ多いのは、この制度を使うかどうかを巡って、親族間で遺産相続争いの前哨戦になってしまうケースです。本人そっちのけで、誰々が後見人になるなら私は印を押さない、などと言い争って、結局後見人を付けることができない例を見かけます。

成年後見制度は、家庭裁判所に申請しないと制度の適用を受けることができません。裁判所に申請することを「申立て」といいます。申立て

にはたくさんの書類が必要ですが、一番重要なものは医師の診断書(裁判所提出用)です。本人の判断能力がどの程度なのかを記載するもので、本人を一番よく知る、かかりつけの医師に書いてもらいます。裁判所の判断材料となる重要な資料です。これ以外に戸籍謄本、財産目録等、親族の同意書等が必要となります。

申立てできる人は、本人・配偶者・子・四親等以内の親族ですが、誰もいない場合、またはいても協力しない場合は、市長と法律で決まっています。申立てのときに、後見人候補者名を書くことはできますが、後見人を誰にするかという決定権は裁判所にあります。

申立てを行いたくても身寄りが無い、親族が協力してくれない等の理由で市長申立てとなる件数は、ここ2、3年で急激に増加し、全体の約12%です。市長申立ては、行政側が親族探しを行うこと、また予算の問題等で、申立てまでに時間がかかります。

申立てが終わると、裁判所から呼出しがあり詳しい状況を聞かれます。その後1ヵ月くらいで決定(審判という)が出ます。さらに1ヵ月後、東京法務局に「後見が決定したこと」「後見人には〇〇が就任したこと」の登記がされます。登記後、後見人は証明書を取り寄せ、いよいよ活動が始まります。

後見人にはどういう人がなれるのかについて、お話しします。法律でダメと書いていない人であれば、家族でも親族でも弁護士のような第三者でも、また個人だけでなく法人でもなれます。

この制度がスタートした平成12年は、親族後見人の割合が9割、第三者後見人は1割でした。5年後の平成17年には、親族後見人77%、第三者後見人22%となり、さらに5年後の平成22年には、親族後見人58%、第三者後見人41%でした。家族・親族が後見人となる割合がどん

どん低下し、第三者後見人の割合が4割を超えています。

後見人の行動のスタンスは、本人の権利を擁護し、財産をしっかりと守ることです。後見人は法律で認められた本人の代理人です。

本人は施設に入っていて、家族が後見人に対し、「家を直すので、管理しているお金から500万円ほど出してくれ。本人名義の家を直すのだから」と言ったとします。本人がその家に住んでいればともかく、施設に入っているわけですから、何ら利便を受けません。後見人としては、お金を出すことはできないと答えます。家族は怒りますが、それが後見人の役割です。また、例えば本人がその家に住んでいても、家の大掛かりなリフォームや増改築には、裁判所の許可が必要です。あくまでもお金は本人のためにのみ使うことになります。

ただし、本人は施設に入っている場合、奥さんが自宅で生活している場合は、奥さんは本人(ご主人)から扶養されている人ですから、奥さんの生活費・医療費などは本人のお金から出します。本人の財産管理ばかりに目が行って、「妻であっても渡せないんですよ」というのは間違いです。奥さんが不安にならないよう、よく話し合うことが大切です。

後見人は家庭裁判所の監督の下に行動します。家族には、「後見制度が適用されたら、本人の財産は、いったん全部裁判所の管理下に入ります。私が裁判所から審判を受けて、後見人として管理せよと指示されています。つまり裁判所からお預かりしているお金です。ですから孫の入学祝に100万円出せというのは、裁判所から許可が下りません」と説明します。

後見人になるとどんなことを行うのかについて、お話しします。東京法務局に登録されたら、まず登記事項証明書を申請して取り寄せます。この証明書がないと、行政や金融機関で後見人としての手続きができません。

せん。

まずお金を動かせるように、金融機関に出向き後見人の届け出をします。大抵の場合、未払いが発生しています。施設や病院、その他お世話になっているところに、支払いを待ってもらっている。これらを精算します。並行して役所に行きます。高齢者や障がい者の担当課で、今後郵便物は後見人へ送るよう手続きをします。郵便物が後見人の手元にこない、と、手続き漏れが起きます。本人の権利を喪失させるような漏れが出ては大変です。次に、サービスを受けているいろいろなところへ連絡し、請求書等を後見人宛に送るよう依頼します。

後見人が決定すると、すぐに施設に入所する契約手続きを行うこともあります。後見人が決定するまで、施設に入れずに待っていた場合などが、それに当たります。これらが終わると 2、3 か月で、本人の生活はほぼ問題なく回るようになります。

先ほど少し触れましたが、不動産の処分については、後見人といえども勝手にはできません。後見人は本人が住まなくなった家を売ることができます。しかし、その前に必ず裁判所の許可を取らなければなりません。許可後、売買契約を行うこととなります。

本人が自宅で生活している、特に独居の場合、本人が関係している方々と、協議(ケア会議)を行う必要があります。関係者全員が情報を共有して、本人が安心して暮らせるようにします。買い物、通院、見守り、施設入所検討など役割分担をし、今後の方針を決定します。

後見人が付くメリットは、お手元の資料に 7 点ほど載せてあります。散財を防ぐ。支払いが確実になる。必要な手続きが確実に行われる。仮にだまされても取消しができる。金銭の受取り・支払いが確実にできる等です。在宅ですと、いろいろなサービスを受けています。それらはす



べて支払いが確実に行われることが前提です。また、役所は申請主義です。申請して初めて権利が得られるものが多くあります。それらがきちんと行われることは当たり前ですが、とても大事なことです。

後見人の報酬について触れます。第三者後見人は、1年に一度、裁判所にお金の使い道や活動の報告を行います。裁判所は財産や収入・支出を確認し、問題がないかチェックします。その報告時に、併せて報酬をくださいという申立てを行います。いくらもらえるかは分かりません。裁判所が本人の財産額、後見人の活動内容を考慮し、報酬額を決定します。月2万円、年間24万円が基準ですが、もっと多くなることもあれば、資産が少ない方の場合、年5万円というケースもあります。

新しく登場してきた市民後見人について、お話しします。冒頭でも述べましたが、現在65歳以上の一人暮らしの方が460万人います。2020年には630万人になると見込まれます。高齢者が増えれば、認知症の患者も増えるので、誰かがサポートしなければなりません。

先ほどお話ししたように、家族・親族が後見人となる割合はどんどん減少し、第三者後見人が増加していく中で、専門職後見人といわれる弁護士、司法書士、社会福祉士等の方々も、限界に近づいています。最近起きた立川市の事件のように、近隣の人たちでは手出しや有効な支援がなかなかできません。

このような状況の中で、地域の市民の方々に一定の研修を受けてもらい、後見人として活躍してもらおうという考えが、最近出てきました。東京の品川区や世田谷区では、早くからこの考えを取り入れ、制度化に取り組んできました。

国は今年4月に老人福祉法を改正し、「市町村は市民後見人の育成を図ること」「これらの方々が実際に後見人として活動できる環境づくり

を行うこと」としました。しかし、この法律には全市町村でやれという強制力はありません。また、市民後見人が活動できる環境づくりといっても、人材・予算・報酬など課題も多くあります。しかし、市民後見人の育成・活用は今後の高齢化社会にとって不可欠です。

最後に、後見人の活動の課題について、お話しします。一つ目は、金融機関の対応がまちまちであることです。書類の書き方、キャッシュカードの発行、取扱い支店など。金融機関によってはカードの発行をせず、本人が通帳を作った支店でしか取扱いをしないため、東京まで行かないとお金が下ろせないことがあります。

二つ目は、医療行為への同意権が後見人にあることです。後見人の同意は法律に明記されていません。千葉家庭裁判所は、後見人のしおりの中で一歩踏み込んだ見解を示しています。親族がいない場合、治療的な行為に限って後見人が同意することはやむをえない。ただし、判断に迷ったら裁判所に相談すること、となっています。

三つ目は個人情報保護法です。NHK が立川市の事件を取り上げた番組の中で、医師が声高く「個人情報と命とどちらが大事だと思うのか！」と言っていました。行き過ぎた個人情報の保護が、身寄りのない方の支援を困難にしているのです。

ご清聴ありがとうございました。